

令和3年8月26日

保護者 様

所沢市立所沢中学校
校長 岩間 健一

今後の新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より、本校の教育活動に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染状況については、緊急事態宣言が発令される中、本県、本市においても感染者の著しい増加が続いており、極めて厳しい状況となっています。10代でも感染者が増加しているデルタ株の蔓延等もあり、2学期開始にあたり保護者の皆様の心配も尽きないことと拝察いたします。そこで本校では、引き続き感染防止対策を最優先に教育活動を展開するよう、以下のとおり、さらなる感染症対策を講じてまいります。感染リスクを0にはできませんが、少しでもリスクを減らすよう、できる対策を行ってまいります。

つきましては、各御家庭におかれましても、御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。なお、対策の内容につきましても、今後の感染状況や国・県・市の方針等により変更することがありますのでご承知おきください。

記

1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれるが、こうした中でも持続的に生徒の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、教育活動については継続していく必要がある。

2 学校における感染症対策について

国や県の方針を踏まえたこれまでの対策を継続しながら、さらに対策を徹底、又は追加していきます。

<対策例>全ての対策を記載できませんので徹底・追加していく対策を中心に挙げます。

《基本対策》

- ・手洗いの徹底 → 石鹼を用いて30秒以上洗う。(手洗いの時間を確保します。)
- ・マスク着用の徹底 → 不織布マスク着用のご協力をお願いします。
- ・換気の徹底 → 教室の四隅、廊下側の上の窓を常時開ける。廊下の窓も開ける。不十分と思われる場合は、休み時間、授業開始10分間窓を開けて換気する。
- ・各教科で取り組んでいる感染症対策をさらに強化・徹底する。(すでに教科毎に様々な対策を実施しています。参考:「国・県・市の方針等」紙面最終ページに一部記載)
- ・授業や学級で使用した共有物を消毒する。
- ・共有物使用の前後に必ず手洗いをする。
- ・給食時、同一方向を向いての黙食を徹底する。
- ・水分補給時は人と距離をとる、話さない。
- ・ジャージ(体育着)登校を可とする。(制服が洗えない、着替えがハイリスク等の理由)
- ・清掃時の施設消毒(清掃がない日は保健委員が実施)。
- ・加湿器の設置(10月頃から状況に応じて設置)。

《部活動》

- ・濃厚接触者を作らない基本的な対策等、感染症防止対策を徹底する。
- ・健康観察を徹底するとともに、発熱者・体調不良者は活動に参加しないことを徹底する。
- ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かいあって発声したりする活動等、飛沫感染の可能性が高い活動は行わない。
- ・対外試合や合同練習等については、原則中止とする。
- ・大会等（上位大会につながる大会等、又はそれに準ずる文化部のコンクール等）については、参加の可否を慎重に検討し、事前に校長の許可を得るとともに、保護者に参加同意書をもって意向をうかがう。
- ・大会・コンクールを控えた部活動以外、土日・祝日を含め週2日以内の活動とする。
（この措置は、県教委並びに市教委から当面8月末までの指示が出ていますが、緊急事態宣言の延期に伴いその後も継続する可能性があります。）
- ・活動時間は2時間程度とする。ただし、けがの予防等、生徒の安全面を考慮し、大会に向けた練習等を行う場合は、3時間程度の練習も可能とする。
※上位大会につながる大会やコンクール等の大会14日前からは「埼玉県の部活動のあり方に関する方針」に基づく活動を認める。
- ・朝練習は、引き続き行わない。
- ・用具等については、不必要に使い回しをしないと、こまめに消毒する。活動の前後で共有物を消毒する。
- ・体育館は常時ドアと上の窓を開けて換気する。（暗幕使用時は、暗幕を開けて換気する時間を設けるか、少しまくり上げて常時換気できるようにする。）
- ・集合時は密や円形での集合は行わない。一方向を向き、可能な限り間隔を開けて集合する。
- ・人数の多い部活動においては、少人数に分けて活動を行う等、3密を防ぐようにする。
- ・昼食はとらず、短時間の活動とする。（大会に向けた練習試合等を行う場合も同様とする。）
※どうしても昼食を取る必要がある場合は、身体的距離（1m以上）を確保できる場所を用意し、食事の時以外はマスクを着用し、会話は控える。
- ・部内に罹患者が生じ、感染拡大が懸念される際は、その部活動は当面活動停止となる場合もある。
- ・県内及び市内において感染拡大が見られた場合は、全市的に活動を中止することもある。
- ・熱中症事故防止に配慮した感染防止対策を徹底する。

《学校行事》

- ・9月10日（金）実施予定の体育祭については、感染状況を鑑み10月6日（水）に延期とします。保護者の参観につきましては、今後の感染状況により判断します。
- ・第1学年10月17・18日、第2学年10月18・19日に延期していた自然体験教室は、宿泊をせず日帰りでの実施とします。なお、この変更に伴う宿泊のキャンセル料金等は発生しません。
- ・10月9日（土）の土曜参観は、中止（延期）とします。（感染対策のみならず、上記の日程変更に伴いこの時期での実施が困難なため。）
- ・10月21日（木）実施予定の合唱コンクールは、全校での合唱練習が困難なことからミューズでの実施を中止とします。今後、可能な範囲で歌を歌う場面の確保を検討します。

以上の学校行事の変更に伴う時間割変更等の詳細につきましては、学年・学級便り等を通してお伝えしていきます。

3 御家庭にお願いしたいこと

- （1）基本的感染防止対策の徹底（3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用等）
- （2）規則正しい生活習慣と体調管理に努めてください。日々の健康観察を行い健康観察カードに記入の上、学校に持たせてください。

(3) 以下の場合には登校を控えるようにしてください。その場合は、「欠席」ではなく「出席停止」扱いとなります。※「新型コロナウイルス感染症対策に係る出席や出席停止の取り扱い」については、本日、別紙文書を配布しておりますのでご覧ください。

① **体調不良（発熱、咳等の風邪の症状、倦怠感がある等）の場合**

※再登校の時期については、かかりつけ医や学校にご相談ください。

② **同居のご家族が体調不良の場合**

※ただし、同居家族が医師の診察を受けて、生徒の登校については差し支えないと判断された場合は、出席できます。

③ **生徒や同居家族がPCR検査等を受けることになった場合**

※原則PCR検査等を受けることが必要と判断された日から、陰性の結果が出るまでの間、出席停止扱いとなります。ただし、保護者が勤務先の方針等により、発熱等の症状がなくPCR検査を受ける場合については、生徒は登校することができます。なお、勤務先に罹患者がいる場合や、何らかの理由により感染の心配がある場合は、この限りではありません。

④ **生徒が濃厚接触者となった場合**

※保健所が指定した自宅待機期間が終了するまでは登校を控えてください。

⑤ **新型コロナウイルス感染症への不安から登校を控えたい場合**

※「生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合」などの合理的な理由があると学校が判断した場合に限ります。

(4) 不要不急の外出を避け、生徒のみの会食等は自粛してください。

(5) 飛沫量の軽減が期待できる「不織布マスク」着用へのご協力をお願いします。

(参考)

マスクやフェースシールドの効果

対策方法					
	不織布	布マスク	ウレタン	フェースシールド	マウスガード
吐き出し飛沫量	80% カット	66~82% カット	50% カット	20% カット	10% カット
吸い込み飛沫量	70% カット	35~45% カット	30~40% カット	小さい飛沫に対して 効果なし (エアロゾルは防げない)	

(理化学研究所、豊橋技術科学大、神戸大のシミュレーションに基づき作成)

<確認とお願い> **新型コロナウイルス感染に関する緊急連絡先**

これまで同様、土日・祝日、平日の学校固定電話が繋がらない時間は、以下の学校専用携帯電話に連絡をお願いします。

緊急連絡先：090-9821-8571（学校専用携帯電話）

お子様や同居のご家族がPCR検査等で陽性の判定を受けた場合、及び感染が疑われる場合（濃厚接触者、PCR検査の対象になる場合）は、連絡をお願いいたします。

1 各教科等に共通する感染症対策

- (1) 始業前や授業開始時に健康観察を実施する。
- (2) 児童・生徒の身体的距離を確保する。
 - ・ 1～2メートルを確保し、対面とにならないように席を設ける。
- (3) 教職員、児童生徒はマスクを着用する。(体育の授業については別に定める)
- (4) 熱中症の防止対策として、児童生徒には休み時間ごとにこまめな水分補給をさせるとともに健康状態を把握する。
- (5) 気候上可能な限り常時換気を行う。(可能であれば2方向の窓を同時に開ける。)
- (6) 身体の接触を伴う活動は短時間(15分程度)とする。
- (7) 少人数による話し合い、教え合いなどは短時間(15分程度)とする。
- (8) 児童生徒同士が密に交流する活動は実施しない。
- (9) 共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒し、使用する前後で手洗いを徹底させる。

2 各教科等の感染症対策

以下に例をあげるような各教科等の学習活動については、感染状況を踏まえつつ、実施の可否を含め慎重に判断する。実施する場合は、感染防止対策を徹底する。

- (1) 国語・音読
- (2) 理科・児童生徒同士で活動する実験や観察
- (3) 外国語・児童生徒同士の身体的距離(1mを目安)を確保したうえでの活動
- (4) 家庭科、技術・家庭科
 - ・ 調理実習を実施する場合は、「マスクの着用」「手洗い」「換気」を徹底する。
 - ※可能であれば共同で調理するのではなく、自分の分を自分で調理することも考えられる。
 - ・ 調理したものを食べる時は、自分が食べる分を小分けし、会話を控え、対面にならないよう配慮する。
- (5) 美術・児童生徒同士で活動する共同製作等の表現や鑑賞の活動
- (6) 音楽
 - ・ 十分な換気を行いながら、児童生徒の距離を前後2m左右1mを目安に確保し、児童生徒同士が向かい合う配置を避け、できる限り少人数で行う。
 - ・ 歌唱の際は、マスクを着用する。
 - ・ 管楽器演奏時等、マスクを外す場合は短時間(15分程度)とする。
 - ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸借はしないこととする。
 - ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、リコーダー等を使用する場合は、活動前後に手洗いをを行う。
- (7) 特別活動
 - ・ 委員会活動で児童生徒同士が接することが必要な活動については、短時間(15分程度)とする。
- (8) 体育
 - ・ 接触を伴う運動を実施する場合は、特定の少人数で行うことを基本とする。接触や近接を伴う活動は、活動時間の1/3程度とする。
 - ・ 十分な身体的距離が取れない状況ではマスクを着用する。(ただし、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがある場合を除く。)
 - ・ 体育の授業においては、教職員及び見学者はマスクを着用する。
 - ・ 活動前後の手洗いを徹底する。
 - ・ 体ほぐしの運動等で大勢が密集・密着するような運動は避ける。
 - ・ 児童生徒の健康状態をよく把握し、適切な学習内容や活動、運動量を見極める。
 - ・ マスク着用の必要がある場合は細めに水分補給をするなど熱中症対策を講じる。
 - ・ 休憩時も児童生徒同士の距離を取るようにすること。
 - ・ 見学者にはマスク着用や熱中症対策をするとともに、児童生徒との距離を2m以上確保する。

3 学校図書館の活用

- ・ 休み時間を含め、利用時間が重ならないよう工夫する。
- ・ 利用前、利用後の手洗いを徹底する。
- ・ 児童生徒に貸し出しの当番をさせる場合は、「マスク着用」「手洗い」「不要な会話を控える」等感染症対策を徹底したうえで行う。

*本校では上記の内容を踏まえながら、現在の深刻な感染状況を考慮し、上記以上の対策を講じていきます。